

『ビジネス法務』2012年7月号〈お詫びと訂正〉

本誌100頁～107頁に掲載された「定額残業代制度の整備～最高裁が示した判断に基づいて～」において、以下の内容につき説明が足りず、ご迷惑をお掛けいたしました。

本稿で示す「本件最高裁」とは**最高裁平成24年3月8日判決**を、「原審」は**東京高裁平成21年3月25日判決**を、「第一審判決」とは**横浜地裁平成20年4月24日判決**を指します。

謹んでお詫びするとともに、追記いたします。